

○規制・制度改革に関する分科会第一次報告書(抄)  
平成22年6月15日(規制・制度改革に関する分科会)

4. その他

(1)各府省庁が取り組む規制改革事項・対処方針【その他 物流②】

規制改革事項	内航海運暫定措置事業の廃止
対処方針	<p>国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。〈平成22年度開始〉</p> <p>また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。〈平成22年度検討・結論〉</p>
当該規制改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 同事業が終了するまでの、今後の見通しがついておらず、今後の建造状況の如何によっては、相当程度の期間を要するものと考えられる。</p> <p>○ ①納付金制度により競争が制限的（新規参入や代替建造の障害）になっていること、②（独）鉄道・運輸機構の借入金に政府保証をつけていること、③モーダルシフトの推進、省エネ船の導入を促進させる必要があることから、政府として早期解消に努める必要がある。</p>

○規制・制度改革に係る対処方針(抄)  
平成22年6月18日(閣議決定)

4. その他分野(物流)

規制改革事項	②内航海運暫定措置事業の廃止
対処方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。〈平成22年度開始〉</li> <li>・ また、船舶の新規参入・代替建造の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。〈平成22年度検討・結論〉</li> </ul>